



税理士 牧野 義博

調査官は販売費一般管理費について内容の検討を行っていたところ、社員の結婚披露宴に常務取締役が主賓で出席し、それに係わる旅費及び祝い金が福利厚生費で処理されていることがわかりました。

ちなみに調査対象法人は比較的若手社員が多いことから、結婚披露宴に役

結婚披露宴出席時の祝い金と旅費

員が招待を受けるケースが増えてきているようです。さっそく調査の様子を見ていきましょう。

調査官 御社の慶弔規定等を見せていただけますか。

担当者 どうぞ。

調査官 従業員等の結婚に際し支出される結婚祝い金の規定をみると、一般職の方と係長級以上の方では支給金額が異なりますね。

担当者 はい。何か問題がありますか。

調査官 一般職の方は3万円、いわゆる役職者の方は6万円となっております。

金額の算定根拠を教えてください。 **担当者** 特に計算根拠はありませんが、慶弔規定で決めていけば問題ないと聞かされていきましたので……。

調査官 税務上では、慶弔規定で定められているからといって、すべて福利厚生費として認められるわけではありません。仮に慶弔規定がなくても、支給事由や金額が社会通念上相当と認められるのであれば、福利厚生費として扱ってよいとしています。

担当者 社会通念上相当と認められるもの、と言われても難しいですね。

調査官 本来、使用者から金品を支給された場合には、使用人としての地位

に基づいて支給をされたと認められま

すので、原則は給与課税されます。

しかし、このようなことは慣習として

広く行われていますので、一般に贈答されている程度のものには課税せず、支給を受ける人の社会的地位等から考

えて、世間一般的な常識の範囲内であれば、課税しないとしているのです。

担当者 よくわかりました。

調査官 今回の件は福利厚生費の範囲と認められますので、会社経理で結構です。

ところで、常務取締役が社員の結婚披露宴に出席した際、旅

費を支給していますが往復で約

5万円と高額ですね。

担当者 社員の実家が遠方なものですから、航空運賃が高くつ

いてしまいました。

調査官 経理上はどう処理されましたか。

担当者 結婚祝い金と同様に福利厚生費としました。

調査官 この場合、税務上では

常務取締役の給与となりますので、源泉所得税の課税漏れが発

生しています。

担当者 しかし、結婚披露宴に

招待されたのは、会社の常務取締役として出席するためであり、また労使の信頼関係の発展の意味から必要なものであると思います。

調査官 お考えはよくわかりますが、

結婚は個人的な慶事に当たりますので、常務取締役が結婚披露宴に招待されることとなります。従いまして、業務遂行上必要となるものではありません。

担当者 分かりました。給与として源泉所得税の納付手続きを行います。



イラスト 渡辺 正義